

令和3年度 大阪府「市民後見人」養成講座 募集要領

〈おことわり〉

この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、掲載内容が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(内 容)

1. この講座の趣旨	1
2. 大阪府市民後見人養成講座の特徴	2
3. 基礎講習について	3
4. 実務講習について	5
5. 市民後見人バンク登録について	6
(参考) 市民後見人養成講座に関するQ&A	7

[本講座の申込先・お問い合わせ先]

(福)大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 (市民後見担当)
〒542-0065 大阪市中央区中寺一丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター3階
TEL. 06-6764-7760 FAX. 06-6764-7811 Email: koken@pearl.ocn.ne.jp

本講座への申込みフォームはこちらから⇒

※お申し込みにあたっては必ず本要領をお読みください。
※15ページの受講申込書でもお申込みいただけます。



1. この講座の趣旨

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ること）が進む中で、判断能力が十分でない方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっています。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少しています。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。大阪府(大阪市・堺市を除く)の市民後見人の養成は、平成23年度から始まり、令和2年度末現在大阪府内21市町で223名の方が市民後見人バンクに登録されています。

たとえ判断能力が十分でなくなっても、だれもが「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いに寄り添うことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方に市民後見人バンクに登録いただくため、「大阪府 市民後見人養成講座」を実施します。

2. 大阪府市民後見人養成講座の特徴

大阪府市民後見人養成講座は、将来「市民後見人」として活躍していただくため、市民後見人バンクに登録していただくことを目的として開催します。「市民後見人」は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を、被後見人のために、どのように使っていくかを考え執行する」など、被後見人（大阪府民）に必要な身上保護や財産管理等の後見業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人になれるとは限りません（この講座の受講により、後見人の資格を得られるわけではありません）。後見人として就任するためには、家庭裁判所に選任される必要があります。

市民後見人養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった方に一定の知識や技術を身につけていただくもので、基礎講習終了後、引き続き実務講習やフォローアップ研修等を行います。

〈市民後見人養成のながれ〉	
①6～7月 オリエンテーション	成年後見制度と「市民後見人とは何か」について学びます。公開講座として、どなたでもご参加いただけます（インターネット動画配信にて開催いたします）。
↓	
②8～10月 基礎講習	大阪市・岸和田市の2会場で開催。全4日間のプログラムです。成年後見制度や社会福祉の基礎等について学びます。 ※基礎講習以降は受講要件がございます。詳しくは3ページをご確認ください。
↓	
〈面接選考〉	実務講習を受講いただくに先立ち、受講意志の確認等について個別面接します。
↓	
③11月～2月 実務講習+施設実習	大阪市・岸和田市の2会場で開催（4日目以降は大阪市会場に一本化）。全7日間のプログラムと、2日間の施設実習を受講いただきます。講習では成年後見制度のより実践的な内容や、グループワークによる事例検討等を予定しています。また、実習では利用者とのコミュニケーションを中心に施設等との関わり等を体験します。
↓	
〈面接選考〉	市民後見人バンク登録のために、改めてバンク登録の意志の確認や成年後見人としての適性について個別面接します。 ※バンク登録にあたっては、所定の出席要件等を満たす必要があります。
↓	
3月 修了式	市民後見人バンク登録に先立ち、修了証書の授与と登録証の交付を行います。
↓	
市民後見人バンク登録	バンク登録日は令和4年4月1日となります。家庭裁判所からの市民後見人推薦依頼をお待ちいただきます。 バンク登録以降は、「バンク登録者研修会」（フォローアップ研修）を定期開催します。

3. 基礎講習について

基礎講習では、成年後見制度の理解と権利擁護の考え方や対象者(被後見人)の理解、後見人の職務等基礎的な知識を全4日間の日程で幅広く修得していただきます。

また最終日にはバンク登録を前提として、次の「実務講習」の受講を希望される方に対し個別面接を実施し、基礎講習の出席状況等も考慮しながら選考をいたします。

(1) 基礎講習受講要件

次の①～⑥すべてに該当する方が対象となります。

①次の大阪府内**17市4町**のいずれかに**在住**または**在勤**の方。

池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町

②「オリエンテーション」の動画を視聴し、講座の趣旨をご理解・ご賛同いただいた方。

③令和4年3月31日現在の年齢が、**満25歳以上70歳未満**の方。

④次の(1)(2)いずれにも該当しない方。

(1)後見業務の養成研修を有する団体(専門職団体等)に所属している方。

(2)現に、親族以外の方の後見人として活動している方。

⑤原則として、基礎講習のすべての日程(全4日間)に参加し、すべての科目を受講できる方。

⑥成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志のある方。

(2) 受講会場

受講会場は「**大阪市会場**」と「**岸和田市会場**」がございます。オリエンテーションと異なり、お住まいまたは勤務先の所在する市町により会場が異なりますので、ご注意ください。

会場区分	会場	在住または在勤の市町村
大阪市会場	大阪社会福祉指導センター 所在地：〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 アクセス：①大阪メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4番出口より徒歩約6分 ②大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅2番出口より徒歩約10分 ③近鉄「大阪上本町」駅より徒歩約15分	池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市
岸和田市会場	岸和田市立福祉総合センター 所在地：〒596-0076 岸和田市野田町 1-5-5 アクセス：南海「岸和田」駅から徒歩約5分	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町

※原則として、受講者は会場を選択できませんが、日程がどうしても合わない場合や、やむを得ず欠席をした場合の振替等をご相談に応じます。

※参加人数によっては、岸和田市会場での開催を中止し、大阪市会場でのみの開催とする場合がございます。あらかじめご承知おきください。

(3) 開催日時およびプログラム（内容は変更となる場合がございます）

	大阪市会場 日程	岸和田市会場 日程	時 間	内 容
1 日 目	8月21日(土)	8月28日(土)	9:40~16:00	開講式・ガイダンス
				講義①「社会福祉の動向と権利擁護～市民後見人の背景と理念」
				講義②「成年後見制度の概要～権利擁護の考え方と実際」
2 日 目	9月4日(土)	9月11日(土)	10:00~16:00	講義③「社会福祉制度の概要」
				講義④「日常生活自立支援事業と成年後見制度」
				講義⑤「対象者の理解(1)～認知症高齢者の特性について」
				講義⑥「対象者の理解(2)～知的障がい者の特性について」
3 日 目	9月18日(土)	9月25日(土)	10:00~16:00	講義⑦「対象者の理解(3)～精神障がい者の特性について」
				講義⑧「家庭裁判所への申立てのながれと家庭裁判所の役割」
				講義⑨「後見人の職務(1)～身上保護」
				講義⑩「後見人の職務(2)～財産管理」
4 日 目	10月16日(土)	10月23日(土)	10:00~15:00	講義⑪「後見人の職務(3)～活動事例報告」
				演習①「事例検討」
			15:00~	実務講習に向けた面接選考

(4) 参加定員

各会場とも 70 名程度

(5) 参加費

無料（但し、会場までの交通費、昼食代、書類提出に係る郵送料等は自己負担となります）

(6) 申込方法

所定の受講申込書・動画視聴レポート（15・16 ページ）または申込フォーム（Google Form）からお申し込みください。

申込締切日は令和3年8月5日（木）必着です。ただし定員に達し次第、締め切らせていただきます。

本講座への申込みフォームはこちらから⇒
※お申し込みにあたっては必ず本要領をお読みください。



(7) 受講決定

受講申込時の記載内容をもとに書類審査を行い、「(1) 基礎講習受講要件」に合致しているか確認させていただきます。受講の決定・不決定にかかわらず、令和3年8月13日(金)を目途に郵送で通知いたします。

4. 実務講習について

実務講習では、基礎講習で学んだ基礎的な知識を活かし、より実践的な内容を学びます。前半は成年後見制度の関連制度や実務に関連するさまざまな知識を修得し、後半はグループワーク形式で事例検討を中心に進めてまいります。

また最終日にはバンク登録を希望される方に対し個別面接を実施し、実務講習の出席状況等も考慮しながら選考をいたします。

(1) 基礎講習受講要件

基礎講習最終日の面接選考において、実務講習の受講を認められた方。

※詳細は、基礎講習にてお伝えいたします。

(2) 受講会場

受講会場は基礎講習と同様、「大阪市会場」と「岸和田市会場」で開催します。ただし、4日目以降は大阪市会場に一本化して開催いたします。

(3) 開催日時およびプログラム（内容は変更となる場合がございます）

	大阪市会場 日程	岸和田市会場 日程	時 間	内 容
1 日 目	11月13日(土)	11月20日(土)	9:45~16:00	開講式
				講義①「対人援助と市民後見人の役割」
				講義②「成年後見制度～内容理解と後見事務」
2 日 目	11月27日(土)	12月4日(土)	10:00~16:00	講義③「消費者被害の現状と対応」
				講義④「年金制度概説」
				講義⑤「医療保険制度概説」
				講義⑥「成年後見制度関連法律知識」
3 日 目	12月11日(土)	12月18日(土)	10:00~16:00	講義⑦「税務申告制度概説」
				講義⑧「福祉関連制度(1)高齢者福祉施策」
				講義⑨「福祉関連制度(2)障がい者施策」
				講義⑩「後見業務の実際(1)家庭裁判所への報告と連携」

	大阪市会場 日程	岸和田市会場 日程	時 間	内 容
4 日 目	1月8日(土)		10:00~16:00	講義⑪「後見業務の実際(2)財産管理の実務」
				演習①「後見業務の実際(3)事例検討～後見人選任時の手続、財産目録の作成」
5 日 目	1月29日(土)		10:00~16:00	講義⑫「後見業務の実際(4)身上保護の実務」
				演習②「後見業務の実際(5)身上保護を中心とした事例検討」
6 日 目	2月12日(土)		10:00~16:00	演習③「事例検討(応用)(1)」
				演習④「事例検討(応用)(2)」
7 日 目	2月26日(土)		10:00~12:30	演習⑤「施設実習のふりかえり」
			13:30~	バンク登録に向けた面接選考

※受講決定等については、基礎講習でご案内いたします。

【MEMO】

市民後見人養成講座に関する Q&A

- Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？ …… 8
- Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、
報酬はあるのですか？ …… 9
- Q3 後見人の職務内容は？介護も仕事？ …… 10
- Q4 市民後見人の仕事は？役割は？ …… 11
- Q5 市民後見人に求められる資質は？ …… 11
- Q6 仕事をもっている場合、後見人の業務ができるのでしょうか？
また、どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？ …… 12
- Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、
この講座を受けられるのですか？ …… 12
- Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどういうものですか？
また、その際の選考基準は？ …… 13
- Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で
実施される予定ですか？ …… 13
- Q10 市民後見人バンクに登録したあとに、他市に転居をしたり
勤務先が変わった場合は？ …… 14

Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？

この講座は、受講することによって何らかの「資格」が得られるとか、行政が後見人として「お墨つき」を与える、などという性格のものではありません。

もともと、後見人となるための特別な資格はありません。次の欠格事由に該当する人以外で、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無、本人の意見その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が選任します。(民法第 843 条より)

《欠格事由（民法第 847 条）》

ア 未成年者

イ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人

ウ 破産者

エ 被後見人に対して訴訟をし、またはした者及びその配偶者並びに直系親族

オ 行方の知れないもの

※利益相反関係にある本人の入所施設関係者（施設長など）も原則的に選任されない。

現状では親族の方が後見人となる場合以外は、家庭裁判所は信頼できる専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）や法人を選任しています。この「市民後見人」という取り組みは、全国でもまだ始まったばかりで、家庭裁判所の信頼を得られるような質の確保が求められております。

今後、基礎講習に引き続き実務講習等を積み重ね、講習を受けられた方の中から、十分な知識と技術等が身についた方について、家庭裁判所に後見人候補者として推薦していく予定です。その中で、家庭裁判所が後見人として選任した方のみが、後見業務を担う事になります。(受講者すべての方が、後見人となれるものではありません)

あくまでも、家庭裁判所が選任するにふさわしい方を養成する事業です。

なお、後見人等候補者として推薦する際には、家庭裁判所に候補者の資産及び負債の状況等の資料を提出する必要があります。

Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか？

市民後見人の活動については、報酬付与の審判申立は、行わないことを前提としています。

なお、後見業務に要した実費は、被後見人の資産から支払われます。

後見人報酬は、当然に得られるものではなく、「家庭裁判所は後見人及び被後見人（本人）の資力その他の事情によって、被後見人（本人）の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」（民法862条）、と規定されています。そのため、後見人等が報酬を得るには、報酬付与の審判申立を行い、裁判所の決定を得る必要があります。報酬付与の申立がなされて初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場合にはその額を審判で決定します。よって、ご本人に資力がない事案では、後見人報酬を得られない場合も多くみられます。

市民後見人が後見人として選任される事案は、本人に比較的資力が少なく、身上保護を中心とした案件が想定されます。また、市民後見人は、社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで後見活動を行っていただくものです。報酬を前提としないことで、その特性を十分に発揮できるものと考えています。

Q3 後見人の職務内容は？介護も仕事？

介護や家事のような事実行為は、後見人の業務ではありません。ご本人の生活に必要なことであっても、直接後見人が行うのではなく、必要な福祉サービス等を利用することができるよう、行政機関やサービス提供事業者と調整し、必要な契約等を行うことが後見人の業務です。

後見人が果たすべき役割と職務は、「身上保護と財産管理」とされています。身上保護とは、本人の生活状況や身体状況等に配慮して、本人の生活を守る事です。実際の職務の内容は、後見・保佐・補助の類型によっても異なりますし、個々の事案によって求められる内容も違ってきますので一概にはいえませんが、次のような職務が想定されます。

《後見人として想定される職務内容》

- ・ご本人の財産の把握と管理（財産目録や収支状況報告書の作成）
- ・年間の収支計画の作成
- ・ご本人の日常生活を維持するうえで必要な生活費や預貯金の管理
- ・生活状況の把握と、必要な福祉サービス等の利用契約
- ・サービス内容に関する事業者等との調整
- ・悪質な訪問販売等からの保護（不必要な契約の解除など）
- ・家庭裁判所への後見事務の報告など

また、婚姻・養子縁組など本人の意思のみによってなされるべき事柄（一身専属行為）は後見人の権限として認められておりませんし、手術など医療行為に関して承諾する権限もありません。

Q4 市民後見人の仕事は？役割は？

基本的には一般の後見人と変わりませんが、市民後見人は、おおむね週1回ご本人のもとを訪問することを原則とした丁寧な活動を続けており、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、生活等の見守りや「限られた年金等の収支をご本人のためにどのように使っていくかを考え執行する」など、身上保護中心でご本人に必要な後見業務を行います。

後見人の役割は、判断能力が十分でないことにより、自らの権利を守ったり、安定した生活を維持することが困難な方のために、必要な契約や法律行為をご本人に代わって行うことなどにより、その方の生活と権利を守ることにあります。

報酬を前提としない活動であるとはいえ、後見人であるからには、そこには法律的、社会的な重い責任が伴います。後見人の業務は、ご本人が亡くなるまで、責任をもって担っていただくこととなります。また、後見業務については、家庭裁判所の監督を受け、収支状況の報告等の事後処理も適切に行う必要があります。

※市民後見人の仕事は、法定後見の後見業務であり、任意後見契約については、対象としません。

Q5 市民後見人に求められる資質は？

後見業務を適切に行うための知識や技術の習得はもちろんですが、後見人として一番大切なことは、ご本人の気持ちにしっかりとより添い、ご本人に本当に必要なのは何かをご本人や親族、支援者等と一緒に考え、それを行動に移していく姿勢です。

判断能力が十分でない方であっても、実際に日々の生活を営み、そこに安心、幸福を感じるのはご本人です。後見人として自分の価値観や判断を一方向的に押し付けるのではなく、ご本人の安心と幸せを求める気持ちをうまく引き出し、それを行動に移すお手伝いをする、という謙虚な姿勢が求められます。

市民後見人は、親族でもなく、弁護士等の専門職でもありません。ご本人と同じ一生活者としての感覚を大切にして、同じ目線で共感しながらご本人や親族等との信頼関係を築いていくことが何よりも重要です。

**Q6 仕事をもっている、後見人の業務ができるのでしょうか？
また、どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？**

後見人の業務内容は、その案件によりさまざまであるため、一概には言えませんが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは不可能ではないと考えられます。（実際に仕事と活動を両立されている市民後見人はたくさんいらっしゃいます。）

しかし、普段は休日に業務を行うだけでよい事案でも、急に平日に呼び出されて対応せざるを得ない事態も想定されますし、また、各種手続きなどでどうしても平日の昼間に活動が必要なこともありますので、平日にお休みを取るのが難しいようだ、後見業務が十分できないことも懸念されます。

これらの点を踏まえ、お仕事との兼ね合いをお考えいただいたうえで、ご応募いただきたいと考えます。

Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、この講座を受けられるのですか？

この講座は、特定の方のための後見人を養成するものではなく、広く一般に後見人を必要とされている方の後見業務を担っていただける方を対象としております。

将来的に誰の後見人になるかはわかりません。親族の後見人になることのみが目的、という方につきましては、今回の養成講座の対象とは異なりますので、ご遠慮いただきたいのでご理解ください。

親族の後見人に、とお考えの場合は、家庭裁判所に申立てる際の申立書に、後見人候補者として名前を記載のうえ必要書類を提出すれば、面接等を経て家庭裁判所がその方にふさわしい後見人かどうかを判断することになります。

なお、すでに親族の後見人になっている、もしくは親族の後見人になる予定で、その経験を有効に活かして、今後他の方の後見人としても広く活動していきたい、という方については対象となります。

**Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどのようなものですか？
また、その際の選考基準は？**

基礎講習の受講については、申し込み数が定員枠を越えた場合は書類選考となります（各会場とも70名程度）。

選考にあたりましては、応募資格を満たしているかどうかを確認のうえ、受講申込書に記載していただいた内容から、

- ・養成講座の趣旨をよく理解しているか
- ・成年後見制度における後見人の活動等について、適切な目的意識・意欲があるか

という視点で採点し、最終、資格、年齢等も考慮したうえで、総合的に選考します。

また、定員枠内であっても、応募資格を満たしていない方や、趣旨をご理解いただいていない方については受講対象となりません。

Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で実施される予定ですか？

後見業務を担うにあたって、より実践的な実務についての講習を行います（財産目録の作成の仕方、後見計画の立て方など演習も含む）。

実務講習の受講者については、基礎講習終了までにレポートを提出していただき、最終日に面接を行い、出席の状況なども考慮し、選考する予定です。

実務講習（大阪市会場・岸和田市会場）の開催については、7日間実施し、その間に施設実習を2日間行う予定です。

詳細な開催時期につきましては、5ページ「4.実務講習について」をご参照ください。

Q10 市民後見人バンクに登録したあとに、他市に転居をしたり勤務先が変わった場合は？

大阪府の市民後見人の養成と活動支援は、大阪市・堺市と同じ理念、同じ活動の基準（マニュアル）で行っていますので、転居先や勤務先が次の市町でしたら市民後見人バンクの移管の手続きを経て、バンク登録の移管をしていただくことができます。

《大阪府内の市民後見人実施市町（17市4町）》

池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町

市民後見人バンク登録者に対して行う継続研修は、大阪市・堺市はそれぞれ単独で行っていますので、そちらの研修に参加していただきます。それ以外の市町村は、引き続き大阪府社協が行う研修に参加していただくことになります。

こちらの QR コードからも
お申込みいただけます。



令和 3 年度大阪府市民後見人養成講座 **基礎講習受講申込書**

申込書・動画視聴レポートは、郵送または FAX（両面とも）で送付してください。

【郵 送】 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター3 階
(福)大阪府社会福祉協議会 権利擁護推進室 市民後見担当 宛

【FAX】 06-6764-7811

申込期限：令和3年8月5日（木）まで（必着）

ふりがな			生年月日 (年齢)	昭和 平成	年	月	日	
氏 名	(姓)	(名)					(歳)	
自 宅	住 所	(〒 -)					文書送付先 (チェック)	<input type="checkbox"/>
	電 話			F A X				
	携帯電話							
	メールアドレス							
所 属 (勤務先)	住 所	(〒 -)					文書送付先 (チェック)	<input type="checkbox"/>
	名 称							
	電 話			F A X				
福祉活動 地域活動 の 経 験	(現在までの主な活動について)							
資格等	(現在保有されている資格・免許についてご記入ください。専門職の資格については、所属している職能団体があれば合わせてご記入ください。)							
職 歴 (任意記入)								

いずれか一方にチェック(✓)をつけてください。

[裏面も必ずご確認ください]

キ
リ
ト
リ

市民後見人養成講座オリエンテーション 動画視聴レポート

氏 名

動画視聴

年 月 日 令和3年 月 日

レポートの
テーマ

「市民後見人養成講座」への応募について

①大阪府社会福祉協議会が市民後見人の養成を行っている趣旨について、オリエンテーション（動画）の説明を受けて理解された内容をお書きください。

②あなたが市民後見人として活動しようと考えた目的・動機や意欲等について簡潔に記載してください。

③基礎講習受講要件（3ページ）に合致するか、今一度ご確認ください。（すべてに☑がない場合は、受講することができません。）

- 事業を実施する17市4町のいずれかに在住または在勤である。
- 「オリエンテーション」の動画を視聴し、講座の趣旨を理解し、賛同した。
- 令和4年3月31日現在の年齢が、満25歳以上70歳未満である。
- 次の(1)(2)いずれにも該当しない。
 - (1)後見業務の養成研修を有する団体（専門職団体等）に所属している。
 - (2)現に、親族以外の方の後見人として活動している。
- 原則として、基礎講習のすべての日程（全4日間）に参加し、すべての科目を受講できる。
- 成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志がある。

備考

- ※このレポートにて、書類選考を実施します。結果の発表は、8月13日（金）を目途に「市民後見人養成講座受講票」の発送をもって行います。
- ※ご提供いただいた個人情報につきましては、本講座の運営・案内のためにのみ利用し、他の目的には使用いたしません。また、第三者に提供することはありません。
- ※開催の中止その他緊急の事態が生じた際は、携帯電話・メールにてご連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※車いすの使用その他受講に際して配慮が必要な方は「備考」欄に記入してください。

キ
リ
ト
リ